

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

ー 申請手続きの簡素化と申請機会の拡大 ー

1. 政府備蓄米の無償交付の申請手続きの簡素化

- (1) 対象者は、こども家庭庁の事業により支援を受けているこども食堂・こども宅食になります。
- (2) 当該対象者は以下の申請手続きを簡素化します（こども食堂・こども宅食（食事食材提供団体）の Q&A（9）を参照ください。）。
 - ① 食育の取組内容が分かる資料の添付を省略
 - ② 新規の申請者にあっては、その取組実態を把握するため、申請書に記載いただいた関係する自治体等の活動の有無の確認を省略

2. 政府備蓄米の無償交付の申請機会の拡大

申請機会の拡大は、こども家庭庁の事業による支援の有無に関わらず申請可能です。

- (1) こども食堂・こども宅食（10月3日から適用）
 - ① 年度内最大5回の申請回数のところ、今年度は12回申請に拡大します。
 - ② 年度内1団体当たり最大12回（600kg×12回＝7.2t）の支援となります。
- (2) フードバンク
 - ① 通常の年度内に2回（8月、2月）の公募及び7月の追加公募に加え、さらに10月に2回目の追加公募（10月14日（火曜日）から10月31日（金曜日）までの間）を受け付けます。
 - ② 交付対象数量は1申請団体当たり最大、前年度の食品取扱実績の10分の1又は25tのいずれか少ない数量となります（通常の1団体当たりの年間最大交付数量（食品取扱実績の5分の1又は50t）とは別枠で追加）。

3. フードバンクの新たな追加支援（10月7日）

- ① [「フードバンクへの政府備蓄米の無償交付」\(チラシ\)](#)
- ② [「政府備蓄米の無償交付に係る Q&A \(フードバンク用\)」\(Q&A\)](#)
- ③ [「フードバンク 交付申請書 記載例」\(記載例\)](#)

一般財団法人 日本穀物検定協会 担当者：山下、栗原、瀬沼 TEL：070-7431-8806、080-9800-2064 E-mail： foodinfo@kokken.or.jp
--

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

令和7年4月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を農林水産省から受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

【交付申請について】

1. 交付申請期間

(1) こども食堂・こども宅食

令和7年4月25日（金曜日）から令和8年3月20日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

(2) フードバンク

フードバンクの交付（追加支援）申請につきましては、令和7年10月14日（火曜日）から令和7年10月31日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

2. 申請方法

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3の提出先にメールで申請してください。

3. 提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

 : foodinfo@kokken.or.jp

4. 問合せ

不明な点がありましたら、次のいずれかの電話番号、または3のメールアドレスまでお問い合わせください。

(1) 対応時間

平日9時00分～18時00分（12時00分～13時00分の間を除く）

(2) 電話番号

・070-7431-8806

・080-9800-2064

(3) 担当者：山下、栗原、瀬沼

5. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできま

す。

○農林水産省 HP：政府備蓄米の交付について

○申請書は下記からもダウンロードできます。

- ・(別添) こども家庭庁の事業支援対象者用の申請様式 (統合版)
- ・こども食堂・こども宅食の申請様式 (通常様式)
- ・こども食堂・こども宅食の使用報告書(使用予定報告書)様式等
- ・フードバンクの申請様式
- ・フードバンクの使用報告 (使用予定報告) 様式等

6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項

- (1) メールでの送信は1件当たり7MB以内でお願いします。
- (2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書 (団体名)」

②フードバンクの場合

「フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書 (団体名)」

- (3) 使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書 (団体名)」

②フードバンクの場合

「フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書 (団体名)」

- (4) フードバンクの交付申請において、令和6年度の交付者については、交付を受けた備蓄米の使用を終えているか又はおおむね2か月以内に終える予定でないと申請できません。

【使用確認等調査の実施について】

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会 担当者：山下、栗原、瀬沼 TEL：070-7431-8806、080-9800-2064 E-mail： foodinfo@kokken.or.jp
--